

第1回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会 議事概要

- 日時 令和7年1月21日（火）18時30分～19時50分
- 場所 鎌倉市役所 講堂
- 出席者 伊藤尚子、草野成一、田中良一、中村よしみ
長谷川太郎、松村夕起子、峯尾武巳、山内由隆
山岡明美、山口重久、山本俊文、渡邊武二、渡部月子
計13名（五十音順）
- 会議内容
 - 1 委員長及び副委員長の選出
 - 2 報告
 - （1）高齢者保健福祉計画推進委員会の進行管理等について
 - （2）令和9年度開設の介護医療院の整備について
 - （3）エイジフレンドリーシティ行動計画について
 - 3 議題
 - 次期計画策定に向けたアンケート調査について
- 事前配付資料
 - 資料1－1 鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会の進行管理等
 - 資料1－2 高齢者保健福祉計画推進委員会等のスケジュール
 - 資料2 令和9年度開設の介護医療院の整備について
 - 資料3－1 エイジフレンドリーシティ行動計画の概要
 - 資料3－2 エイジフレンドリーシティ行動計画
 - 資料4 次期計画策定に向けたアンケート調査の概要
- 当日配付資料
 - 鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿
 - 鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会幹事名簿
 - 鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会条例
 - 鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会条例施行規則
 - 第1回高齢者保健福祉計画推進委員会に関する意見質問票

1 正副委員長の選出

正副委員長には委員の互選により、次の委員が選任された。

委員長 峯尾委員（NPO 法人介護の会まつなみ）

副委員長 渡部委員（松蔭大学）

2 報告

（１）高齢者保健福祉計画推進委員会の進行管理等について

（事務局）

資料１－１「高齢者保健福祉計画推進委員会の進行管理等」の１ページ目をご覧ください。

高齢者保健福祉計画とは、全ての市町村に策定が義務づけられている老人福祉法の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画および保健施策が一体となった高齢者の総合的な計画で策定しています。第３次鎌倉市総合計画を上位計画として、鎌倉市地域福祉計画の分野別の計画として、他の計画との調和を保ちながら策定しています。

２ページ目と、高齢者保健福祉計画の冊子の 16～17 ページをご覧ください。

令和６年度から８年度までの第９期鎌倉市高齢者保健福祉計画では、本計画期間中に迎える令和７年度の鎌倉市の高齢者の状況や介護需要を見据えて段階的な構築を目指している地域包括ケアシステムの進化推進に取り組んでいます。高齢者保健福祉計画の施策の体系として、基本目標と６つの基本方針、そして各方針に紐づく主要施策で構成されています。第９期では、令和５年６月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立したことを踏まえ、総合的な認知症施策を推進する必要があることから、これまでの五つの基本方針から、新たに「認知症の人を支える体制づくり」を加えています。

次に、計画推進の体制と進行管理について説明します。当日資料の「鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿」を併せてご覧ください。

計画の推進体制として、自治体である行政をはじめ、市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割を果たし、連携を図りながら取り組んでいく必要があります。本市では、学識経験者、医療関係団体、高齢者福祉関係団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、公募の市民、関係行政機関などにより構成する鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を設置運営し、高齢者保健福祉計画の進行管理および評価を行うとともに、次期計画策定に向けた調査審議など、高齢者福祉施策の総合的な計画的な推進を図っていきます。

計画の進行管理として、第９期期間内である令和６年度から８年度の鎌倉市高齢者保健福祉計画実績報告書を毎年度発行しまして、高齢者保健福祉計画の

評価指標に基づき、PDCA サイクルを用いて、効果的かつ効率的な計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。

昨年度の事業報告は市のホームページで公表するものとしています。

続きまして、資料 1－2「高齢者保健福祉計画推進委員会等のスケジュール」をご覧ください。令和 7 年 4 月から令和 9 年 3 月までの計画策定期間のスケジュールになっています。本委員会の日程の他、毎年実施される実績報告、計画の基礎となるアンケート調査、計画骨子案等の計画策定の主な流れ、市民等から広く意見を募るパブリックコメントの実施、国や神奈川県の実況を一覧にしています。今後の流れとしまして、このスケジュールに沿って各項目を実施する予定となっています。ただし、あくまで 9 期計画時のスケジュールを参考に作成しているため、今後変更する可能性もあります。あくまでも目安としてご承知おきください。

(委員)

第 9 期計画では、認知症基本法が成立したことを踏まえて、認知症施策の総合的な推進を図ることとし、「認知症の人を支える体制づくり」を基本方針に加えたという話がありました。共生社会の実現を推進するための認知症基本法によると、国は認知症施策推進基本計画を策定しますが、県と市町村は努力義務となっています。鎌倉市として個別に認知症施策の計画を策定するかどうか確認させてください。

(事務局)

市町村は認知症施策の計画策定が努力義務となっていますが、策定する方向で考えています。ただ、高齢者保健福祉計画の中に含めて認知症施策の計画を策定するのが市民にとっても一番わかりやすいのではないかと考えているため、個別に策定することは現在想定していません。

(委員)

計画を策定することは、認知症に関わる課題を抱えている人たちへの理解を深める良い機会でもあるので、ぜひそういった人たちの意見を踏まえ、計画に反映できるとありがたいと思っています。

(委員長)

委員の指摘されたことは最後のアンケートにつながる部分でもありますので、またご意見をいただければと思います。

（２）令和９年度開設の介護医療院の整備について

（事務局）

資料２「令和９年度開設の介護医療院の整備について」をご覧ください。

第９期鎌倉市高齢者保健福祉計画における介護医療院の整備については、本市には介護医療院がないことから、整備の可能性があれば積極的に働きかけていくこととし、目標設定しての整備ではなく、個別対応することとしています。この度、民間事業者から市内に介護医療院を新規整備したいとの申し出があったことから、整備目標を定め、整備していきます。

介護医療院の整備にあたっては、透明性と公平性の確保から公募にて事業者を募集し、鎌倉市介護保険施設等選定委員会で事業者選定をしていきます。公募する内容としては、公募時期は令和７年度、定員は１００床、施設数は１施設、開設時期は令和９年度として公募していきます。

今回公募する介護医療院は、令和７年度に公募し、令和９年度に開設予定となるため、第９期計画ではなく第１０期の計画において整備目標を定めていくこととなります。

（委員）

介護医療院について、民間事業者から申請があったことは非常に良い機会だと思いますが、現在どれくらい市民のニーズがあるか、どのように把握されているのかを教えてください。

（事務局）

市民のニーズについて、具体的にアンケート等でどのくらい必要かということは確認していませんが、「医療を必要とする人が施設に入りたいのだけど、対応できる施設がなくて困っている」という声を数件いただいている状況です。

（３）エイジフレンドリーシティ行動計画について

（事務局）

資料３－１「エイジフレンドリーシティ行動計画の概要」をご覧ください。

エイジフレンドリーシティとは、高齢者にやさしい都市づくりに取り組む自治体等の国際的なネットワークで、平成２９年に神奈川県が県内各自治体へ参加の推進を図りまして、本市もその趣旨に賛同し、平成２９年１０月に当該ネットワークへの参加が承認されました。エイジフレンドリーシティの趣旨が、本市が

目指す地域社会のあり方、ひいては地域共生社会の実現につながるとの考えから、高齢者保健福祉計画を活用して作成することを考えていました。

ただ、どのような形式で作成するか協議をしている最中に、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生したことなどによって、計画が未作成のままとなっていました。そういった経過の中、時間がかかってしまいましたが、先般神奈川県と調整の上、本市として行動計画を作成し、提出することに至ったものです。参加が承認された団体はエイジフレンドリーシティ行動計画を作成し、この行動計画に基づいてより高齢者にやさしい取り組みを進めることとなっています。

エイジフレンドリーシティの特徴として、8つの領域である「①屋外スペースと建物」、「②交通機関」、「③住居」、「④社会参加」、「⑤尊厳と社会の構成員としての取込み」、「⑥市民参加と雇用」、「⑦コミュニケーションと情報」、「⑧地域社会の支援と保健サービス」に基づき計画策定をすることとされています。

資料3-2「鎌倉市エイジフレンドリーシティ行動計画」の3ページ目をご覧ください。本市のエイジフレンドリーシティ行動計画は、神奈川県から提示されました行動計画記載例を参考にしながら、第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画の施策および施策の内容を、世界保健機関（WHO）が提唱する8つの領域に整理することで、本市の行動計画として策定しています。そのため策定委員会等を設置し、新たに策定する計画という位置づけのものではなく、あくまで第9期計画をベースに、領域ごとに整理したものであるとご理解ください。

続きまして、8ページをご覧ください。8つの領域と、第9期計画の主要施策をどのように整備しているかを一覧にしています。内容の関連について9ページ以降の記載のとおりになります。「①屋外スペースと建物」はバリアフリー化の推進、「②交通機関」は移動手段の確保、「③住居」は高齢者向け住宅、介護保険施設等の整備や地域密着型サービスの充実、「④社会参加」は生活支援サービス提供や生きがいのための体制や事業の推進、地域活動団体への支援など、「⑤尊厳と社会の構成員としての取込み」は、高齢者虐待防止、成年後見制度利用促進、福祉教育推進、終活事業の推進、消費生活相談、防犯情報提供の充実など、

「⑥市民参加と雇用」は、高齢者雇用促進事業の推進、シルバー人材センターを活用した就労機会の充実、「⑦コミュニケーションと情報」には、認知症への理解に向けた普及啓発、認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築など、

「⑧地域社会の支援と保健サービス」は、地域包括支援センターの機能の充実等、在宅生活支援、医療介護連携、災害時の支援体制等、介護予防事業、介護保険サービスの充実等として整理し、行動計画としてまとめています。

(委員)

色々な施策がありますが、ゴールや KPI は設定されていますか。あるいは、宣言で止まるものなのか教えてください。

(事務局)

高齢者保健福祉計画の各取組がエイジフレンドリーシティの取組になっていますので、毎年の実績報告を通して、進捗状況を確認していこうと考えています。

(委員)

資料 3-2「鎌倉市エイジフレンドリーシティ行動計画」の 3 ページに計画概要が掲載されていますが、高齢者保健福祉計画のどこに位置づけられるのですか。位置づけられないとすれば、単に努力目標という話なのではないでしょうか。福祉のまちづくりとしていろいろと動いていて、これからはむしろ地域福祉を軸に展開していくことをずっと言われており、その観点から見れば行動計画はそれなりに意義があると思います。ただ、最近では福祉の分野も計画が多過ぎると感じており、よくわからないというのが正直な感想です。

(委員)

エイジフレンドリーシティは非常に良い構想だと思います。神奈川県と呼びかけで鎌倉市が承認されたということですが、神奈川県内では他にも承認された自治体はいくつかあるのでしょうか。

それと、内容的には相当費用のかかる長期的な業務もあり、予算的な措置について市の財政の中で行われるのかお伺いしたいと思います。

(事務局)

神奈川県内では 22 市町が参加しています。

予算についてですが、エイジフレンドリーシティは、鎌倉市高齢者保健福祉計画に紐づくような位置づけにしているため、高齢者保健福祉計画に合わせて動いていくかと思います。

(委員長)

委員からの感想等もありましたが、事務局から 8 つの領域が高齢者福祉計画とどうリンクしているか、関係性について再度説明をお願いします。

(事務局)

高齢者保健福祉計画とエイジフレンドリーシティの取組を一体的に進めてい

こうと考えていまして、資料３－２「鎌倉市エイジフレンドリーシティ行動計画」の８ページの右側の列にある高齢者保健福祉計画の各取組がエイジフレンドリーシティの各領域に合致している取組となっています。

また、今回、第９期高齢者保健福祉計画に記載のない新たな施策を３つほど追加しています。まず、９ページの「①屋外スペースと建物」にある「熱中症対策を推進します。（新規）」は、昨年の８月に市役所、支所、福祉センター、老人福祉センターなどにクールシェアスポット（涼める場所）を設置し、夏の暑い時期に休憩できるよう公共施設を開放する取組です。また、「対話支援機器を設置します（新規）」は、音が聴こえにくい高齢者の方だと職員の声が聴きづらいところもあり、障害福祉課と高齢者いきいき課、介護保険課の窓口聴こえを支援する機械を設置しています。さらに１０ページの「④社会参加」にある「高齢者向けのスマホ教室を開催します。（新規）」では、現在の多世代交流事業の一環として、高齢者の方に対して学生たちがスマホの操作方法を教えたりする協働事業を昨年度から実施しています。大変好評で毎回多数の参加をいただいています。

これらの新しい要素も取り入れながら、高齢者保健福祉計画の取組と一体的に進捗を確認していこうと考えています。

（委員）

資料３－２「鎌倉市エイジフレンドリーシティ行動計画」で、エイジフレンドリーシティの８つの領域に高齢者保健福祉計画の施策がどこに該当するかがまとめられています。ほとんどの施策がどこかの領域に含まれていて、エイジフレンドリーシティの概念と高齢者保健福祉計画の概念の親和性が高いと感じましたが、施策の中でどの分野にも該当していない４つの項目のうちの２つはここに分類できるのではないかと思いますので、こうしたかどうかという提案です。まず、第９期高齢者保健福祉計画の５６ページにある「３－３－１ 老人クラブの充実」はどこの分野にも該当しないとなっていますが、「④社会参加」に属すると思います。もう１つが、高齢者保健福祉計画の６５ページにある「買い物支援サービス等の情報提供」は情報に関することなので、「⑦コミュニケーションと情報」に位置づけられると思いますが、いかがでしょうか。

（事務局）

今いただきましたご意見を踏まえて、行動計画に反映できるよう調整します。

３ 議題

次期計画策定に向けたアンケート調査について

(事務局)

資料4「次期計画策定に向けたアンケート調査の概要」をご覧ください。

まず、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査の位置づけについて説明します。老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画が一体となって策定しています。計画を策定するにあたっては、アンケート調査の実施が必須とされているため、第10期鎌倉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定においても、これまでと同様に計画に関するアンケート調査を実施した上で計画の評価及び検証を行いながら進めます。

次に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査の概要です。主に高齢者等を対象として、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの利用状況や利用意向、サービスに対する要望や課題等を把握し、また、高齢者の介護予防、健康づくり、日常生活、生きがいづくりなどを調査します。そして、調査から得られた結果を計画策定の基礎資料とします。

2ページ目、各アンケート調査の内容をご覧ください。鎌倉市高齢者保健福祉に関するアンケート調査と介護保険に関するアンケート調査について説明します。

まず、鎌倉市高齢者保健福祉に関するアンケート調査ですが、日常生活圏域で地域の抱える課題を捉えることを目的に実施します。調査期間は令和7年12月から翌年の1月、対象者は一般高齢者65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人、約4,000人に対しての郵送による調査となります。調査項目は国が必ず調査を義務付けている必須の項目と、可能であれば聞いてもらいたいとするオプション項目からなり、本市ではどちらも実施しています。内容は、運動器の機能低下や低栄養の傾向、口腔機能の低下、閉じこもり傾向、認知機能の低下など、本人の健康状態を聞く内容から、ボランティア活動への参加頻度や地域づくりへの参加意向、地域等での社会参加の状況等、多岐にわたる内容となっています。また、それらの質問項目に加えまして、本市では独自質問を設定し、施策等の基礎資料としています。次期アンケートでは、外出促進に向けたニーズの把握や市からの情報発信、認知症施策に関連する内容、在宅医療に関連する内容、成年後見制度に関連する内容、介護保険サービス利用への懸念事項、地域包括支援センター認知度等について、独自質問を設けたいと考えています。

次に介護保険に関するアンケート調査ですが、家族と介護者の就労継続や要介護者の適切な在宅生活の継続などの状態把握、その達成に向けた施策検討を行うことを目的に実施します。調査期間はひと月早い令和7年11月から翌年の1月、対象者は要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者約600人に対して直接の訪問による聞き取り調査となります。調査項目は国が必ず調査を義務

付けている必須項目と、可能であれば聞いてもらいたいとするオプション項目からなり、本市ではどちらも実施しています。内容は世帯類型、介護者の介護頻度、施設等検討の状況、介護者の勤務形態などを問う内容となっています。また、それらの質問項目に加えまして、本市では独自質問を設定し、施策等への基礎資料としています。次期アンケートでは、現在の介護度、利用しているサービス、介護保険サービスの満足度、認知症施策に関連する内容、主な介護者が必要なサービス等について独自質問を設けたいと考えています。

この2つの調査は、国に実施が義務づけられている調査であり、第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画でも実施しました。第10期では推進委員会からのご意見を踏まえ、3ページ目にある3つの調査を併せて実施したいと考えています。

3ページ目をご覧ください。次期計画策定に向けた新たな3つの調査について説明します。

まず、在宅生活改善調査は、自宅等にお住まいの方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するために実施します。調査期間は令和7年12月から翌年の1月、対象は鎌倉市内の居宅介護支援事業所等を中心に、電子メールによる調査となります。調査項目は現在の在宅サービスの利用では、生活の維持が難しくなっている人数、生活の維持が難しい理由、生活改善のために必要な支援やサービス等を問う内容となっています。

次に、居所変更実態調査は、過去1年間の新規入居、退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するために実施します。調査期間は令和7年12月から翌年の1月、対象は鎌倉市内のサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームを含む市内の介護施設に、電子メールによる調査となります。調査項目は新規の入所・入居者数、過去1年間で施設居住系サービスから居所を変更した人数、居所を変更した理由を問う内容となっています。

最後に、介護人材実態調査は、介護人材の実態を個票で把握することで、性別・年齢別・資格の有無別など詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討するために実施します。調査期間は令和7年12月から翌年の1月、対象は鎌倉市内の介護事業所および介護施設で、電子メールによる調査となります。調査項目は性別、年齢構成、資格保有状況、過去1年間の採用、離職、各事業所の従業員の過不足状況とその理由、従業員確保の方策、事業所運営上の問題点を問う内容となっています。

以上、新たな3つの調査を実施し、本市の利用者の在宅生活での困難さ、施設入居や退去の実態、介護人材の詳細な実態を把握する予定となっています。各調査とも追加で独自の質問項目を設けることが可能となっていますが、現時点で

は詳細な内容は未定となっています。

4 ページ目の業務スケジュールについて説明します。今年の 9 月中旬には調査票等の仕様書を確定しまして、その後、委託事業者を 10 月末までに決定し、11 月から一部調査を実施します。在宅介護実態調査以外は 12 月中旬から下旬にかけて実施する予定です。調査の実施と並行して、戻ってきた調査票から集計分析を実施しまして、3 月上旬には調査結果を納品する予定となっています。そのため、今年 8 月の第 2 回推進委員会で各調査の設問の項目をお示しして最終の意見をいただきたいと思います。本議題については、この調査ではこういった調査項目を設けた方が良く、あるいは調査に関して留意すべき点など多様なご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

(委員)

このようなアンケートの場合、対象者がなかなか回答できる状態にないというのが容易に想像できるわけですが、代理回答は可能なのか、あるいは回答率を向上・改善させるためにインセンティブを付与するなど考えているか伺いたいと思います。

(委員長)

過去の回答率など何か参考になる情報がありましたら事務局から回答をお願いします。

(事務局)

高齢者保健福祉に関するアンケート調査について、要支援・要介護認定を受けてない 65 歳以上の方が対象になりますが、前々回の令和元年度は 4,200 通配付し、回収率が 61.3%、前回の令和 4 年度は 4,000 通を配付し、回収率は 67.6%となっており、毎回 60%を超えて高い回収率であると考えています。そのため、インセンティブをつけて回答してもらうことは現在考えていません。

(事務局)

介護保険に関するアンケート調査は、認定調査員が各家庭に訪問調査に行った際に認定調査と合わせて本アンケート調査について回答してもらう形式となっていますが、通常の認定調査の委託料に加えて、本アンケート調査の聞取りを報酬として支払っています。回答者へのインセンティブと違いますが、そのような対応をしています。

(委員)

高齢者保健福祉に関するアンケート調査の日常生活圏域とはどれくらいの大きさの圏域を指すのかということ。また、地域診断に資することが目的なので、対象地域ごとに偏りなく行う必要があると思いますが、4,000人を対象とした日常生活圏域とはこういった地域に調査票を配るのかをお伺いしたいと思います。

(事務局)

日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事情、介護関係施設の整備状況など高齢者を取り巻く日常生活の状況を総合的に勘案して定める区域となっており、国では主に中学校区として30分以内に必要なサービスが提供される区域を想定しています。

鎌倉市の場合は5つの行政区を日常生活圏域としており、前回のアンケート調査では総配付数は4,000通で、各地区に800通ずつ偏りなく調査しました。

(委員)

行政区ごとに800通ずつ分けるということだと、例えば外出促進のニーズの把握でいえば、やはり山間部や丘陵地に住んでいる人と都市部に住んでいる人だとニーズや認識も違うと思っています。日常生活圏域を行政区ごととするよりも中学校区とする方がより詳細なニーズが把握できると思ったという感想です。

(事務局)

鎌倉市の場合は、行政区が5つ、中学校区ですと9つとなります。他市の状況を見ますと、藤沢市、平塚市及び茅ヶ崎市が13で、鎌倉市も5地区から中学校区まで広げていくのは今後の課題として考えていきたいと思っています。

(委員)

鎌倉市の場合、日常生活圏域の捉え方が違い、行政区域ごとの計画を立てるために行政区を日常生活圏域というようにしていると認識しています。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域包括ケアは基本的には地域包括支援センターが中心となったまちづくりをしていく流れだと思っています。鎌倉市が中学校区の数に近い10か所に地域包括支援センターを設置しているわけですから、高齢者の生活基盤をどのように考えていくのかという観点からも、これからは地域包括支援センターを基礎に調査等を考えていくべきではないかと考えています。

(委員)

前期の委員会での発言の繰り返しになってしまいますが、アンケートの対象がサービスを受ける側のみとなっているため、事業者などサービスを提供する側を対象としたアンケートを実施し、提供側の課題や問題点を把握して改善していけばより良いサービスを提供できるのではないかとこのことで提案しました。問題点などを把握できないまでも、せめて要望を聞くなどの機会が必要なのではないかと思いましたがいかがでしょうか。

(事務局)

資料4「次期計画策定に向けたアンケート調査の概要」の2ページから今回実施するアンケートの内容について掲載しています。前回の議論を踏まえ、3ページにある3つの調査で各介護保険事業者に対して各テーマに沿った内容を調査します。

(委員長)

介護人材実態調査など新たな調査にも市独自の質問項目がありますので、具体的な質問項目の案が提示されたときにまたご意見いただければと思います。

また、先ほど日常生活圏域など地域特性についてのご発言もありました。地域包括支援センターごとの地域の特徴や実態が数字などでわかりやすくなると良いという感想を持ちました。

(委員)

在宅医療に携わっていると、人生会議やACPについて話す機会が多くありますが、結局皆さん不安が解消できていません。例えば65歳で退職した後、いくら貯金があれば鎌倉市で静かに亡くなっていけるのかという調査をすることは今後検討されますか。

(事務局)

ご指摘の内容の調査や統計は現在ありません。

(委員)

介護医療院の話に戻りますが、事業者が手を挙げたので整備するということがよくわからないと思いながら聞いていました。現在65歳の方が2050年になったら何万人になるという信憑性の高いデータはありますが、鎌倉市の方がどこで亡くなったかというデータはありません。病院なのか、自宅なのか、特別養護老人ホームなど施設なのかというデータがあった上で、介護医療院を増やし

ていく。介護医療院がなくても現在の施設の職員を充実させる、在宅医療を一層推進させるなど、実は様々な方法論があると思っています。私自身日々感じているのが、いくらお金を貯めておけば安心して亡くなっていけるのかについてあまりにも情報がないため、不安からいろいろな詐欺にあってしまうし、必要のないサービスにも手を出してしまうこともあります。もし可能であれば、「あなたの人生は一般的にはこのような形で進んでいく」みたいなことを最初の一步として、鎌倉市の高齢者の人がどのくらいのお金を使って亡くなっているのかを調査することを検討してもらうことはできますか。あまりにも多岐にわたる内容を限られた人数で忙しい中やっていくことは非常に難しいと思いますし、神奈川県や鎌倉市の上位計画など様々な計画とすり合わせて実行する、後付けのような仕事が多いと感じています。もっと本質的に高齢者のためになる施策を入れてもらえると良いかなと思っています。

また、1つ検討してもらいたいことがあります。今回、鎌倉市医師会から鎌倉市を通じて神奈川県警察に死体の取扱件数について確認してもらいました。今までは病院で亡くなった人と病院以外で亡くなった人の概略は把握していましたが、その中で医療的な評価が入った上で亡くなった人と、例えば異状死として亡くなった人かどうか非常に不明瞭でしたので、委員会の中で鎌倉市から神奈川県警察に毎年データを提供してもらい、高齢者の人がどこで亡くなっているかを把握してもらえないですか。

(事務局)

今回、鎌倉市医師会からの要請もあり、神奈川県警察の取扱の中で亡くなった人の数字を提供してもらいました。神奈川県警察からは市町村ごとの数値は未公表のため公表することは控えてほしいと言われていますが、市の関係機関での議論の中で使用することについて許可を得られています。そのため、委員会の中でデータが必要ということであれば、会議の中で用途を絞って使用することはできるかと思います。

(委員長)

現在動いている第9期計画の中で様々な取組、例えば ACP であれば、昨年、建長寺で人生会議の集まりがあったそうです。この計画そのものの中で取り組むことが難しいものもあると思いますので、それぞれの取組の中で具体的な話をしていければ良いと思います。

余談になりますが、今警察の話題が出ました。例えば、認知症高齢者が警察で保護されると家族に連絡ができれば迎えに来てくれる。その間、本人がどこにいるか考えたことがありますか。警察署の中に特別な部屋はないので、警察署内の片

隅に座ってもらっているそうです。昨年、京都府警を退職した警察の人たちが実態を見て何とかしたいと NPO 法人を立ち上げたのですが、初めの頃は家族がいなくなって警察から連絡があったら慌てて迎えに行くのに、何回も続いてくると「しばらく預かってください」となる。こういったこともやはり聞いてみないとわからない話がたくさんあるのだと思います。だから、イベント、研修や映画会などの機会を利用しながら少しずつ進めていくことが大切ではないかと感じました。

それでは、これをもちまして本日の第 1 回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。